

令和元年12月24日
都市局都市安全課

台風19号の被災地における宅地内の土砂撤去の進捗状況 ～ 年内に、生活圏内からの土砂撤去は概ね完了する見込みです。～

- 台風19号により宅地内に土砂等が堆積した事例が多数発生しました。
- 令和元年11月7日に政府でとりまとめ「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」においても、「被災者の生活の早期再建に向け、生活圏内からの土砂等の年内撤去を目指す」とされています。
- 現在、13市町村で「堆積土砂排除事業」を活用した土砂撤去を進めていますが、「生活圏内からの土砂等の年内撤去は概ね完了」する見込みですので、お知らせします。

1 生活圏内からの土砂撤去状況（市町村からの報告を基に国土交通省でとりまとめ）

都道府県	市町村	状 況
岩手県	久慈市	完了
	山田町	完了
	普代村	家屋解体を伴う場合を除き、完了
宮城県	丸森町	家屋解体を伴う場合等を除き、完了（※）
栃木県	佐野市	12月末 完了予定
群馬県	富岡市	完了
	嬬恋村	12月末 完了予定
埼玉県	川越市	完了
	吉見町	完了
東京都	八王子市	完了
神奈川県	川崎市	完了
長野県	長野市	家屋解体を伴う場合を除き、完了
	佐久市	12月末 完了予定

（※）被災者から継続的な利用の要望があり、まちなかの仮置場自体は存続している。

2 今後の国土交通省の対応

これまでも、

- （1）被災した地方公共団体に積土砂排除に係る技術的助言
 - （2）土砂排除の経験を有する他の地方公共団体からの応援職員の派遣
- などを行っていますが引き続き、地方公共団体への支援を実施していきます。

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市安全課 木村、鶴田、原田

電話 03-5253-8111（内線：32352、32353）

直通 03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ

令和元年11月7日
台風第19号等
被災者生活支援チーム

参考

1. 基本方針

- 台風第15号及び第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。今後も、被災者の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。
- 被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策 (主なもの)

(1) 生活の再建

◆ 廃棄物・土砂の撤去

～生活圏からの年内撤去を目指して～

- ・宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去支援
- ・災害廃棄物の広域処理に関する調整・支援
- ・台風19号等の半壊家屋の解体支援等による早期再建支援

◆ 被災者のニーズに応じた住宅再建等

- ・応急的な住まいの確保と空室提供等の情報を一元的把握・情報提供
- ・住宅の応急修理の支援対象の拡充
- ・被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)

◆ 停電・断水の解消等

◆ 地域住民の交通手段の確保

- ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の復旧への支援(補助率1/2等)

◆ 切れ目のない被災者支援

- ・被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等
- ・高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等
- ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置など架空請求等対策の実施
- ・保険料減免等の特別措置に対する財政支援
- ・ボランティア・NPO・行政の連携強化、被災地の人的支援推進

◆ 被災者向けの特別の金融支援等

- ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大等

三陸鉄道 道床の流失



(2) 生業の再建

◆ 中小・小規模事業者の支援等～寄り添い型支援～

- ・特に被害が甚大だった地域についてグループ補助金(3/4 ※1)、自己負担分への無利子融資による支援
- ・上記に加え、災害救助法が適用された都県についても自治体連携型補助金(最大3/4)による手厚い支援を行う(※2) 土砂被害を受けた設備の例 製造業(宮城県)
- ・個者に対する小規模事業者持続化補助金(2/3 ※1)による再建支援
- ・被害実態に応じた商店街補助金による支援
- ※1東日本大震災からの復興途上にある被災地については一定要件の下、一部定額補助
- ※2グループ補助金の対象となる県以外の被害も甚大かつ広範であることを踏まえ、一定要件の下、一部の県については、国の補助率を引上げ(国:県 1:1→2:1)



◆ 農林漁業者の支援～一日も早い営農再開～

- ・広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害に対応するため、省力樹形への植替え(53万円/10a等)や幼木の管理(22万円/10a)、早期成園化の取組(20万円/10a)、代替農地の確保支援(52万円/10a)等の総合対策
- ・コメの浸水被害支援や稲わら撤去支援など稲作農家への支援
- ・農業用機械等の早期復旧支援
- ・農林水産省・サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)による技術的支援

浸水被害を受けたりんごの例 (長野県)



◆ 観光需要喚起に向けた対策

- ・災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における旅行・宿泊料金の割引等の支援(1人1泊当たり5,000円)
- ・SNSやメディア等を通じた正確な被災地情報等の発信

◆ 被災地域の特別の雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ(中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3)等
- ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当(失業手当)を支給

(3) 災害応急復旧

◆ 河川・道路等の復旧、二次被害の防止

- ・二次被害が懸念される土砂災害発生箇所の対策を早急を実施
- ・高度な技術等を要する自治体管理河川、道路等の復旧工事を、国が権限代行により実施
- ・被災した河川等の改良復旧等



長野県東御(とうみ)市海野宿(うんのじゅく)橋

◆ 災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定及び災害復旧事業の迅速実施
- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による指導・助言

(4) 災害救助等

◆ 仮設住宅等の応急救助等

- ・食料、飲料水の供給、防寒対策に資する物資供給
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
- ・災害弔慰金の支給

入浴支援



◆ 自衛隊等の活動

【事業範囲】

市町村の市街地※¹における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
(他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2】

- (a) 堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※¹ 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接) ※² 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

市街地における堆積

